

進学や就職などで引っ越したら住民票の異動届出が必要です

住所の異動のある方は、住民基本台帳法に基づき、転入・転出の手続きをする必要があります。上下水道やゴミ処理、道路、公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っています。住民票は、こういった行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報です。忘れずに手続きをしましょう。

引っ越して三ヶ月経たずに選挙があるときは、旧住所地に三ヶ月以上住んでいたのであれば旧住所地で投票できます。
(※地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます)

【問合せ先】石垣市選挙管理委員会事務局 Tel82-8544

2020年4月から受動喫煙防止対策が強化されます！（八重山保健所からののお知らせです）

2020年4月から「改正健康増進法」の完全施行により
受動喫煙防止対策が強化されます！

※多数の人が利用する施設は原則屋内禁煙です

※
喫煙可能店
では高校生の
アルバイトは
雇えない！？



※
タバコが
吸えるお店に
子供連れは
入れない！？

・既存特定飲食提供施設
(国の定めた条件を満たした小規模の飲食店)は※喫煙可能店(店内全体でタバコの吸えるお店)として営業できますが、その場合は

20才未満は店内に入れません



受動喫煙による健康被害をゼロにするための法改正です。

皆で協力して、吸う人も吸わない人も、住みよい地域環境を作りましょう。

【問合せ先】

八重山保健所健康推進班 TEL：82-4891

禁煙エリアでは紙タバコ・電子タバコ・加熱式タバコの全てが吸えません

厚労省HP 検索

～だいじな人のいのちを守ろうキャンペーン in 石垣島～ パネル展

3月の自殺対策強化月間に、市役所内にてパネル展をおこないます。3月は転居や転職、卒業など人生の節目になる人も多く、心理的にも不安定になりがちな月だといわれています。家庭や学校、職場などでの、日々の少しの「プラスの一言」の積み重ねが、自殺率を下げる第一歩になります。大切な人の命を守るために、周りのかたへの“気づき・言葉かけ”そして必要であれば、相談先へ“つなぐ”というゲートキーパーの役割を市民おひとりおひとりが担っていただけますよう、よろしくお願いいたします。

こころの健康相談 月～金(9時～16時)

パネル展では、みなさまから書いて頂いたあたたかい一言を掲示して、こころがあたたくなる場所を作ります。不眠やアルコール・ギャンブル依存等メンタルヘルスに関する

パンフレットやグッズも設置しています。ぜひ、お越し下さい。

市役所玄関ロビー 3月2日～3月13日

問い合わせ先：障がい福祉課 0980-82-9947

よんなーよんなー
でいいさあ。



だいじな人のいのちを守ろう
キャンペーン in 石垣島